

まちづくり協議会への市の財政支援について

小学校区を単位に市民主体の協働のまちづくりを推進するため、小学校区まちづくり協議会の組織運営や自主的・主体的に取り組む地域の課題解決・魅力創出の事業に対する新たな財政支援の制度を創設する。

1. 名称 小学校区みんなでまちづくり補助金
2. 交付対象団体 小学校区単位を基本として組織された小学校区まちづくり協議会
3. 算定方法

(1) 基本的考え方

各小学校区の公平性を保つため均等割額を基本とし、小学校区人口数による人口割額を加え、小学校区の地域特性(高齢化率、年少人口比率)を加味することにより、総合的に算定する。

(2) 算定の計算式

均等割額(50万円) + 人口割額(100円 × 小学校区人口) × 高齢化率係数 × 年少人口比率係数
(毎年4月1日現在の人口) (※) (※)

■ 計算式の詳細

高齢化率係数 <small>(小数点第2位四捨五入)</small>	小学校区の高齢化率(65歳以上) ÷ 市の高齢化率 ※高齢化率係数が1を下回る場合は1とする。
年少人口比率係数 <small>(小数点第2位四捨五入)</small>	小学校区の年少人口比率(15歳未満) ÷ 市の年少人口比率 ※年少人口比率係数が1を下回る場合は1とする。

■ 高齢化率係数・年少人口比率係数の計算 ※令和3年3月末現在

	白井第二小学校区	白井市
高齢化率	34.1%	27.2%
高齢化率係数(計算式)	1.3 (34.1% ÷ 27.2% = 1.26)	
年少人口比率	8.5%	13.6%
年少人口比率係数(計算式)	1 (8.5% ÷ 13.6% = 0.63)	

4. 白井第二小学校区の試算

※令和3年4月1日現在

50万円(均等割額) + 100円(人口割額) × 3,107人 × 1.3(高齢化率係数) × 1(年少人口比率係数)

計 **90万3,900円**

5. 対象事業

小学校区まちづくり計画に基づき、小学校区まちづくり協議会がおおむね小学校区を対象に実施する、地域の課題解決や魅力創出等を目的としたまちづくり事業(各種団体との共催なども可)

・市からの他の制度による助成・補助を受けている事業でないこと(二重補助は不可)

6. 対象経費

上記のまちづくり事業の実施に必要な経費のほか、**組織運営に必要な事務局運営費と事務員を雇用する人件費も対象とする。**

分類	内容
まちづくり事業	地域の課題解決や魅力創出等の事業
組織運営	事務局運営費 通信経費(電話、インターネット)、光熱費、広報紙の発行、事務用品ほか
	事務員雇用人件費(賃金)

7. 制限事項など

対象外:食糧費(飲食が主たる目的である懇親会・反省会等)

制限:1つのまちづくり事業費(特定加算を含めない交付額の30%以内)

事務員雇用人件費(特定加算を含めない交付額の20%以内)

備品購入費(特定加算を含めない交付額の20%以内)

8. 特定加算

上記6のほかに、「まちづくり協議会の拠点整備」や「まちづくり計画の見直し」のための特定の目的や時期にあわせ、財政支援を加算することとする。

特定加算	条件
小学校区拠点整備費	拠点整備に必要な機器等の購入費や改装費 協議会設立後原則3年以内で 50万円
まちづくり計画見直し費	まちづくり計画の見直しに要する経費 上限 10万円 (協議会設立3年目毎)

※補助制度の詳細については、別途補助金交付要綱に定めるものとする。

9. 地域まちづくり活動補助金の発展的集約

自治連合会白井第二小学校区支部を対象に交付してきた、小学校区内におけるコミュニティ組織の構築及び主体的なまちづくり活動を支援する「**地域まちづくり活動補助金**」を新たな「**小学校区みんなでまちづくり補助金**」に発展的に集約する。

(自治連合会白井第二小学校区支部の会議に要する経費は引き続き交付予定)

地域まちづくり活動補助金 均等割額(1小学校区10万円)+人口割額(30円×小学校区人口) 白井第二小学校区 人口3,107人 補助額193,200円(令和3年度)

各自治会に交付している「行政連絡交付金」と「白井市市民自治組織活動補助金」は変更なし